

# 鳥取縣公報

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第二百二十九号

東伯郡長瀬村大字田後椿定太郎外二十名の者より申請のあつた羽合土地改良区の設立について昭和二十六年五月十四日認可した。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### ◇鳥取縣告示第二百三十一号

鳥取縣あん摩、はり、きゆう、柔道整備地方審議会規程を次のように定める。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年五月十八日 金 曜 日  
第 二 千 二 百 十 号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取縣あん摩、はり、きゆう、柔道整備  
地方審議会規程

#### (目的)

第一條 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整備師法

(昭和二十二年法律第二百七号以下「法」という。)

第十三條第三項の規定による鳥取縣あん摩、はり、き

ゆう、柔道整備地方審議会(以下「審議会」という。)

は、知事の諮問に應じ次の重要事項を調査審議すること

とを目的とする。

一 法第二條第一項に規定する試験

二 法第八條第一項に規定する指示

三 法第十一條第二項に規定する処分

四 法第十九條第三項に規定する業務の禁止

五 その他知事の必要と認めたる事項

00820

(構成)

- 第二條 審議会は、会長一名委員十二名で組織する。
- 2 会長は知事が命じ又は委嘱する。
- 3 委員は次の区分によつて知事が命じ又は委嘱する。

- 施 術 者 四名
- 醫 師 四名
- 学識経験のある者 四名

(会長の任務)

第三條 会長は会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(会長及び委員の任期)

第四條 会長及び委員の任期は二年とする。但し会長又は委員に欠員を生じた場合あらたに任命又は委嘱された会長及び委員の任期はそれ／＼その前任者の残任期間とする。

(審議会の招集)

第五條 審議会の招集は会長が行う。

- 2 招集は書面で行わなければならない。

(議長)

第六條 審議会の議長は会長がこれに当る。

(議決方法)

第七條 審議会は委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第八條 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は鳥取縣の吏員のうちから知事が命ずる。

3 幹事は会長の指揮を受け庶務を整理する。

(書記)

第九條 審議会に書記若干名を置く。

2 書記は鳥取縣の吏員のうちから知事が命ずる。

3 書記は上司の指揮を受け庶務に従事する。

附 則

1 この規程は公布の日から施行する。

00821

2 鳥取縣あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業業地方法議会議程(昭和二十二年二月鳥取縣告示第三十六号)は廃止する。

3 この規定施行の際現に委員長及び委員である者はこの規程により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は昭和二十七年三月三十一日までとする。

◇鳥取縣告示第二百三十二号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第六條の規定に基き水稲、陸稻、蚕繭に対する、反当(瓦当)共済金額を次のように改訂し昭和二十六年産の水稲、陸稻、蚕繭からこれを適用する。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、水稲共済金額
- 四、四〇〇円を六、〇〇〇円に改める。
- 三、二〇〇円を四、八〇〇円に改める。
- 二、〇〇〇円を三、二〇〇円に改める。

二、陸稻の共済金額

- 一、六〇〇円を二、八〇〇円に改める。
- 一、二〇〇円を二、〇〇〇円に改める。

三、蚕繭の瓦当共済金額

一六〇円を四〇〇円に改める。

◇鳥取縣告示第二百三十三号

食品衛生法施行規則(昭和二十三年七月厚生省令第二十三号)第十八條の規定による食品衛生監視員の証を次のように交付した。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

勤務場所	職 名	氏 名	番 号	交付年月日
鳥取縣 倉吉保健所	鳥取縣技術吏員技師	安場 一彦	三七	昭和二十六年三月二十七日交付
"	"	鳥飼 一夫	三八	"
鳥取縣 根雨保健所	"	中永 弘	三九	"五月四日交付
鳥取縣 鳥取保健所	"	山内 晃	四一	"

00822

◇鳥取縣告示第二百三十四号

次の者から食品衛生法施行規則（昭和二十三年七月厚生省令第二十三号）第十八條の規定による食品衛生監視員の証の返納があつた。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西尾 愛治

勤務場所	職名	氏名	番号	返納年月日
鳥取縣倉吉保健所	鳥取縣技術吏員技師	安場 一彦	三七	昭和二十六年三月二十七日返納
"	"	鳥飼 一夫	三八	"
鳥取縣根雨保健所	"	中永 弘	三九	"五月四日返納
鳥取縣鳥取保健所	"	山内 晃	四一	"

昭和二十六年五月十八日印刷  
昭和二十六年五月十八日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十六日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町